

特定非営利活動法人 まごころサービス松江センター一定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 まごころサービス松江センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県松江市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者をはじめ福祉を必要とする人に対して介護、介助、支援に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 在宅福祉サービス
- (2) 介護保険法に基づく各事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
- (4) 高齢者福祉の推進、普及事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (4) 利用会員 この法人の在宅福祉サービスを利用するために入会した者

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 利用会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の2分の1以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役 員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3人 以上 10人 以下

(2) 監 事 1人 以上 2人 以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事会において互選する。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は法人と理事長との利益相反取引の際、その職務を代行する。
 - 4 理事は理事会を構成し、業務執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会における後任役員の選任までの間、前任役員の任期を伸長する。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第 17 条 役員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の2分の1以上の議決に基づき解任することが出来る。ただし、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の執行に耐えられない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
 - (3) 法第47条第1項第1号に該当すると認められるとき。

(役員の報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 総 会

(総会の種別)

- 第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事から第 15 条第 5 項第 4 号の規定により招集があったとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があったときから 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員の 3 分の 1 の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 41 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 30 条の 2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第33条の2 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第33条第2項及び第33条の3第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第33条の3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的方法による表決者、又は委任表決者がいる場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

(事業報告及び決算)

第37条の2 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(暫定予算)

第38条 第37条の規定にかかわらず、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第38条の2 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会においてその出席者の2分の1以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更がある場合）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものに限る）
 - (9) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第 42 条 この法人は、つぎに掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 2 分の 1 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 43 条 この法人が解散のときに有する残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会において議決した者に帰属させるものとする。

（合併）

第 44 条 この法人は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第 9 章 公告の方法

（公告）

第 45 条 この法人の公告は官報においてこれを行う。但し、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告及び法第 35 条第 2 項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 梯則

（委任）

第 46 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 勝部加代

副理事長 松崎正義

同 庄司和子

理事 御神本啓一

同 原 恵子

監事 井川妙子

同 長田壽枝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 1, 000 円 年会費 3, 000 円

(2) 賛助会員 年会費 2, 000 円

(3) 利用会員 入会金 1, 000 円 年会費 3, 000 円

附 則

この定款は、この法人の成立、平成 11 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 13 年 9 月 6 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 5 月 25 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、平成 18 年 9 月 8 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、平成 19 年 1 月 4 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、平成 19 年 3 月 19 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 7 月 30 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、平成 27 年 8 月 26 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 5 月 24 日一部改正施行する。

附 則

この定款は、認証のあった日（平成 30 年 7 月 20 日）から一部改正施行する。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和元年7月2日）から一部改正施行する。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和3年7月12日）から一部改正施行する。